

## 地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 1 月

※本資料は第 5 4 回審査会（令和 3 年 6 月）以降現時点までに文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

### 1. 中間指針等

- 事故に伴う損害賠償請求訴訟において、確定判決前でも審査会自らの権限で指針を改めることができるのであるから、速やかに検討を重ね、被害者の救済を早急に図ること。
- 事故に伴う損害賠償請求訴訟において、様々な判決が下されていることから、裁判の結果を十分に考慮し、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。
- 避難生活が続く間、また、帰還又は移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合は、その個別の事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に示すこと。
- 商工業者や農林業者等の営業損害及び就労不能損害について、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、個別の状況に応じた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。
- 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針を超えた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるようされるよう、指針に示すこと。なお、共通する事例及び類似事例を分かりやすく公表すること。
- 原発事故の継続的被害、特に、高齢者等の避難弱者や、風評被害が継続する事業者の被害実態調査をし、中間指針の改定を行うこと。

### 2. 東京電力の賠償への対応

- 事故に伴う損害賠償請求訴訟において、東京電力が中間指針を超える賠償を認めるべきではないとの主張がなされている。東京電力に対し、速やかな賠償がなされるよう指針の理解を再度図ること。

- 一律に終期を定めることなく、指針の本旨を尊重した賠償を行うよう、東京電力に強く申し入れること。
- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

### 3. 地方公共団体に係る賠償

- 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。

### 4. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針を超えた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるようされるよう、指針に示すこと。なお、共通する事例及び類似事例を分かりやすく公表すること。（再掲）

### 5. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

- 十分な賠償及び速やかな賠償、損害に関する立証負担を一方的に被害者に寄せることのない、被災者に寄り添った視点を持った調査・審議をすること。
- なおも生じ得る風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実にを行うよう、東京電力に強く申し入れること。
- 原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定による様々な状況変化を捉え、具体的な調査等により福島県の現状把握を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。